

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループはグループの存在意義を全役員が共有することを目指して、「東洋テックグループは、安心で快適な社会の実現に貢献します。」という経営理念のもとで、企業価値の向上を目指しています。そのためには、株主をはじめ、お客様やお取引先、当社グループの役員などの会社関係者との良好な関係を構築し、維持していくことが重要であると考えています。この考え方を全社員の共通認識とすべく、以下に記載の「TEC WAY」を策定し、一丸となって業務に取り組んでいます。

また、企業価値向上を図るためには、経営の効率性を高めると同時に事業活動に係るリスクをコントロールすることが重要であります。これを実現するためにはコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠と考えており、当社では社外役員を積極的に任用し、経営の監督機能と執行機能の間の緊張感を高めることにより、経営の健全性、透明性、効率性をより一層向上させているところであります。

なお、2016年10月より、リスクマネジメントシステムを導入し、「リスクマネジメント規程」の定めにより、リスクを発生要因により「戦略リスク」、「財務リスク」、「ハザードリスク」、「オペレーショナルリスク」の4つのカテゴリーに分類し、発生内容等により更に分類してリスクを特定し、当社の業務を行ううえで顕在化または潜在化しているリスクを、「最重要リスク」、「重要リスク」、「一般リスク」に分けて軽重をつけ、そのリスクが発生した際の経営への影響度合いごとに管理しています。また、その経営のどういったところに影響を与えるのかについても区分しており、株価や会社の存続に影響を与えるリスクを「事業継続リスク」、事業資産を毀損する恐れのあるリスクを「資産保全リスク」、円滑な業務運営と、収益確保に影響を与えるリスクを「業務運営リスク」として管理しています。リスクマネジメント全般に亘る方針については、代表取締役社長を委員長としたリスクマネジメント委員会を開催し、リスクの発生状況や対応状況を確認して決定しています。

TECWAY

当社グループは以下の「経営理念」、「行動宣言」に加え、当社グループ役員が取るべき具体的な行動について記した「行動指針」を制定し、これらを「TEC WAY」と総称し、日々の業務に取り組んでおります。

経営理念

「東洋テックグループは、安心で快適な社会の実現に貢献します。」

行動宣言

- ・私たちは、お客様のニーズに最適なサービスを提供します。
- ・私たちは、企業価値の向上に取り組めます。
- ・私たちは、ひとりひとりの人間性を尊重します。
- ・私たちは、誠実で透明性の高い行動に努めます。
- ・私たちは、変革に挑戦し時代とともに成長します。

行動指針

お客様のために

- ・私たちは、お客様の生命・身体・財産を守るため、高品質のサービスを提供します。
- ・私たちは、法令及び社内規程を遵守し、お客様に信頼されるサービスを心掛けます。
- ・私たちは、公正で透明な取引を誠実にを行い、お客様との信頼関係の構築と維持に努めます。
- ・私たちは、お客様の情報管理を徹底し、情報漏えい・不正利用を防止します。
- ・私たちは、お客様からのご指摘を真摯に受け止め、誠実に対応します。

株主のために

- ・私たちは、安易な値引き、減免等を行わず、商品・サービスの正当な対価に拘ります。
- ・私たちは、収益向上のため、徹底した効率化とコスト削減に取り組めます。
- ・私たちは、中長期的な収益資源を得るため、新しい分野へ積極的にチャレンジします。
- ・私たちは、柔軟な発想と、先進的な視点をもって、変革へ挑戦し続けます。
- ・私たちは、開示すべき情報を積極的に公開し、透明性の高い経営に努めます。

従業員のために

- ・私たちは、従業員の多様性・人格・個性を尊重し、差別のない職場を作ります。
- ・私たちは、お互いの役割を理解し、風通しの良い、チームワークのある職場を作ります。
- ・私たちは、労働関係法令を遵守し、超過勤務を防止し、休暇を取得します。
- ・私たちは、セクハラ・パワハラ・マタハラ等の各ハラスメントをしません。
- ・私たちは、働きやすい職場環境と挑戦できる企業風土を作ります。

社会のために

- ・私たちは、法令、社会規範、企業倫理、社内諸規程等のルールを順守します。
- ・私たちは、反社会的勢力との結びつきを完全に排除し、健全な企業風土を保ちます。
- ・私たちは、積極的に地域社会貢献活動や環境問題に取り組めます。
- ・私たちは、社会からの不信を招く、自身の利得のための接待・贈答を行いません。
- ・私たちは、公共、公益に資するため、心身ともに健全な状態で業務に取り組めます。

以上について、当社ウェブサイト(<https://www.toyo-tec.co.jp/ir/governance/>)に掲載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】(議決権行使プラットフォームの利用・招集通知の英訳)

当社は、議決権行使プラットフォームについて、現状の株主数のうち、機関投資家や外国人株主の比率が僅少であり、事務や費用対効果等を勘案し採用しておりませんが、議決権行使の電子化は採用しており、パソコン、スマートフォンから議決権行使ができます。英訳版招集通知につきましても、外国人株主の実数、持株比率等も同様に僅少であることから、採用する予定は当面ありません。本件の導入につきましては、今後の機関投資家、外国人株主等の比率、費用対効果等を勘案のうえ判断してまいります。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】(英語での情報開示・提供)

当社は、外国人株主を含む海外投資家の持株比率が僅少であるため、現状、英語での情報の開示、提供は行っておりません。英語での情報の開示等の要否につきましては、今後の株主構成等を踏まえ検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社が、政策保有株式として上場株式を保有する方針は以下のとおりとしております。

1. 基本方針

当社は、当社グループの事業拡大と持続的な成長のため、事業戦略上の重要性、取引関係の維持・強化、配当収益等の安定的な確保、中長期的な資産価値の向上などを行う目的で投資することとし、投資に伴うリスク・リターン等について、資本コストに見合っているか等について総合的に検証を実施し保有することとしております。

上記目的に合致しない状況となった株式等については、縮減を行っております。

個別の政策保有株式について、その保有の狙いや目的、合理性につき、定期的に原則として年1回以上、取締役会において検証しております。

なお、現中期経営計画において、資産ポートフォリオの見直しを進め、自己資本の9%を目標に残高を縮減する計画としております。

2. 議決権行使方針

政策保有株式の議決権行使に際しては、議案ごとに以下の点を確認のうえ、総合的に判断しております。

- (1) 投資先企業の中長期的な企業価値向上や持続的成長に資するか。
- (2) 当社グループの中長期的な経済的利益の増大に資するか。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、株主の利益を保護するため、取締役、監査役などの当社関係者がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を行ってはならない旨を「取締役規程」及び「監査役規程」に定めております。なお、取締役が行う競業取引及び利益相反取引については、取締役会での審議、決議が必要であり、その取引の状況については取締役会に報告することとしております。

また、主要株主等との取引に当たっては、通常の取引と比較して、取引の一方の当事者が利益を害することがないように取引条件を定めることとしており、取締役会には必要に応じて、関連当事者間の取引内容をチェックする仕組みとしております。

更に、当社及び子会社を含む全ての取締役、監査役に対して、年度末を基準日として関連当事者取引の有無について確認調査票に基づき調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【補充原則2-4-1 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】(人材の多様性)

1. 多様性確保の考え方

目まぐるしく変化する経済及び経営環境の状況下、継続的に成長する企業であるため、多様性をもった人材の積極的な採用及び登用を行い、その特性と能力を最大限に発揮するための環境整備に注力しております。

2. 多様性確保の目標数値とその状況について

目標 女性警備員250名体制の確立、管理職に占める女性比率10%、外国人技能実習生及び特定技能者30名受入
状況 女性警備員139名(56%)、管理職に占める女性比率7.8%、外国人技能実習生及び特定技能者名受入4名(13%)

3. 多様性確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針

以下の取り組みを行っております。

- (1) リファラル採用、アルムナイ採用、ダイレクトリクルーティングによる採用等、新卒・中途採用における採用ルートの多様化
- (2) 社内公募制の導入による働きがいのある職場作り
- (3) 階層別研修、次世代経営者育成研修、女性活躍研修など、研修体系の拡充
- (4) 女性従業員の更なる活躍のための諸施策等を企画立案・審議する機関として、女性活躍推進委員会を設置
- (5) 育児休業・有給休暇の取得促進、介護休暇制度の充実
- (6) 子会社においてビルクリーニングの外国人技能実習生の採用と今後の外国人活用に向けた取り組み強化

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金制度は、確定給付企業年金(DB)及び企業型確定拠出年金(DC)を採用しております。

確定給付企業年金(DB)については、人事部に年金担当者を置き、安定的な資産形成と適正な企業年金制度を実現するための体制を構築しております。また、運用機関に対するモニタリングなどの活動を適切に行うための必要な資質を備えた人材の育成を行い、アセットオーナーとしての機能充実に努めております。

年金資産の管理及び運用については、資産管理運用機関に委託し、個別の投資先選定や議決権行使を運用機関へ一任することにより、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしております。

企業型確定拠出年金(DC)については、運営管理機関のサポートのもと、従業員に対し、運用商品の選定や内容についての教育を定期的に行い、従業員の資産形成を支援しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 経営理念や企業戦略、中期経営計画

当社は、2016年1月に設立50周年を迎えたことを機に経営理念を更新しました。また、企業戦略、中期経営計画につきましては見直しを行ったうえで、当社ウェブサイト(<https://www.toyo-tec.co.jp/ir/strategy/>)に掲載しております。

また経営理念、行動宣言、行動指針を「TEC WAY」と総称し、当社ウェブサイト(<https://www.toyo-tec.co.jp/ir/governance/>)に掲載しております。

2. コーポレートガバナンスに関する考え方、基本方針

当社のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方と方針につきましては、本報告書の「1.1. 基本的な考え方」を参照ください。

3. 役員報酬決定方針等

取締役の報酬については、透明性及び公平性を確保すべく、社外取締役が過半数を占める任意の指名報酬委員会にて審議を行い、その答申内容を踏まえ取締役会において決定しております。監査役の報酬は監査役の協議にて決定しております。なお、任意の指名報酬委員会は、社内取締役2名、社外取締役4名で構成されており、社外取締役が委員長を務めております。また、報酬の制度設計については、第三者機関を活用して策定しております。

業務執行取締役の報酬は、金銭報酬として基本報酬と業績連動報酬、及び株式報酬により構成しており、社外取締役については基本報酬のみとしております。

基本報酬は、職制上の地位、職務の内容、業績、社会情勢、コンプライアンスへの取り組み等を総合的に勘案して決定しております。業績連動報酬は、連結営業利益及び過去5年間の連結営業利益の平均値を指標として採用し算定しております。なお、代表取締役を除く業務執行取締役については、会社業績目標のほか、担当業務における個人別指標を導入しております。

株式報酬は、職制上の地位、職務の内容、業績、社会情勢等を総合的に勘案して決定しております。一定の譲渡制限期間を設けたうえで、役位に応じて決定された数の当社株式を交付しております。

4. 経営陣幹部の選解任方針及び手続

取締役候補の指名については、「取締役選任基本方針」及び「取締役選任基準」を踏まえ、取締役会の諮問を受けた任意の指名報酬委員会による答申を基に、取締役会の決議により決定しております。

監査役候補の指名については、事前に取締役が監査役と協議のうえ、監査役会の同意を得て決定しております。

解任については、取締役は取締役会の諮問を受けた任意の指名報酬委員会による答申を基に、取締役会の決議を経て株主総会に付議する手続を行っております。監査役は監査役会での手続を経て、株主総会に付議する手続を行っております。

5. 個々の役員の選任理由

当社は、個々の取締役、監査役の選任理由及び社外役員に期待する役割については、株主総会招集通知に掲載しております。株主総会招集通知につきましては、当社ウェブサイト(<https://www.toyo-tec.co.jp/ir/meeting/>)に掲載しております。

[補充原則3-1-3 情報開示の充実](サステナビリティへの取り組み)

1. サステナビリティへの取り組み

当社グループでは、サステナビリティの取り組みは、経営理念である「安心で快適な社会の実現に貢献」の実践そのものであるとの考えのもと、サステナビリティ活動を推進しています。これまでSDGsの取り組みとして、当社グループ並びにステークホルダーが求める重要課題(マテリアリティ)を抽出し、2030年までのコミットメント、並びに中期経営計画に定める具体的なアプローチを定め活動を行ってまいりましたが、コーポレートガバナンス・コードや脱炭素に関する世界的な要請も踏まえ、SDGsの取り組みを更に進化させ、サステナビリティ課題への活動を行っております。

また、2021年10月にはサステナビリティ委員会を設置し、更なる推進とともに、取締役会への報告により監督機能の強化をはかる枠組みを構築しております。当社グループのサステナビリティに関する具体的な取り組みについては、当社ウェブサイト(https://www.toyo-tec.co.jp/company/conp/#company_sdgs)に掲載しております。

2. 人的資本への投資

経営戦略と連動した人材戦略を実践するにあたり、人的資本への投資を経営の最重要課題と考え、採用活動、人材育成、エンゲージメント向上、働き方改革の4点を重点項目として取り組んでおります。

採用活動については、リファラル採用、アルムナイ採用、人材紹介の活用、ダイレクトリクルーティングによる採用等、新卒・中途採用における採用ルートの多様化を図り、人材確保に注力しております。

人材育成については、年間の人材育成計画に基づき、階層別研修、次世代経営者育成研修、女性活躍研修等を実施しております。

エンゲージメント向上策については、株式給付信託の導入、エンゲージメントサーベイの実施等、モチベーション・帰属意識の向上、離職防止に取り組んでおります。

働き方改革については、ワークライフバランスを充実できるよう様々な社内環境整備に取り組んでおります。健康経営、働き方改革への取り組みについては、当社ウェブサイト(<https://www.toyo-tec.co.jp/company/conp/>)に掲載しております。

3. 知的財産への投資

当社はDX推進による高品質な警備ビジネスの展開等を行っており、当該ビジネスに資する技術等を保有している企業に対して出資等を行い技術力・ネットワークを優先的に活用することで、技術革新に対する開発力・イノベーション推進力の強化、警備品質の向上、他社との差別化を図っております。

[補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務](経営陣に対する委任の範囲)

当社は、意思決定及び監督機関である取締役会については、取締役会規程に基づき、取締役会決議事項の範囲を定めております。

また、権限規程に従い、代表取締役、取締役本部長等の意思決定者に対して、決裁、承認等に関する権限事項を明確に定めております。

なお業務執行上の重要な事項については、社内取締役、執行役員、常勤監査役と必要に応じ担当部門の責任者を加えた経営会議を原則毎月2回開催し、決定しております。

2023年度に開催された取締役会において審議された主な事項

- ・戦略投資(M&A、不動産)に関する事項
- ・政策保有株式の保有方針に関する事項
- ・資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する事項
- ・取締役会実効性評価結果への対応に関する事項
- ・リスクマネジメントに関する事項
- ・サステナビリティに関する事項
- ・コンプライアンス・プログラムに関する事項
- ・指名報酬委員会へ諮問した内容に関する事項 等

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、社外役員を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

なお、当社の社外取締役の員数は5名と取締役総数(9名)の過半数となっております。当社は、複数の社外役員が取締役会に加わることにより、取締役会に適度な緊張感を与え、取締役会の活性化につながるものと期待しております。

[補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用](任意の指名報酬委員会)

当社の社外取締役の員数は取締役会の過半数となっておりますが、取締役の指名、報酬に係る決定については、任意の指名報酬委員会にて審議を行い取締役会へ答申を行ったうえで、取締役会で決定しております。任意の指名報酬委員会の議長は、社外取締役が担っており、社内取締役2名、独立社外取締役4名の計6名で構成されております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】(取締役会の構成)

当社の取締役会は、社外取締役5名、社外監査役4名を含め、計13名で構成されております。

取締役選任基本方針と取締役選任基準を策定し、スキルの選定理由及びスキル・マトリックスとあわせて株主総会招集通知に記載しております。なお、社外役員には、他社における経営経験を有する者を複数名含めております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】(役員の兼任状況)

当社は、社外役員を除く取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼務する場合には、取締役会の決議を経ることとしております。

取締役・監査役の他の上場会社の兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】(取締役会の評価)

当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性評価を実施しております。

実施にあたっては、外部機関に委託して全役員にアンケート調査を行い、結果の報告を受けています。その結果の分析と対応策について、取締役会において議論しております。

(評価項目)

- ・ 取締役会の在り方
- ・ 取締役会の構成
- ・ 取締役会の運営
- ・ 取締役会の議論
- ・ 取締役会のモニタリング機能
- ・ 社内取締役及び社外取締役のパフォーマンス
- ・ 取締役及び監査役に対する支援体制、トレーニング
- ・ ご自身の取り組み 等

(評価結果の概要)

本年のアンケート分析の結果、当社の取締役会の実効性は概ね確保できていることが確認され、前年からの課題であった事業ポートフォリオの議論や役員への支援体制の強化についても改善が見られました。また、新たに人的資本への対応や中期経営計画対応策の議論に課題があることが共有されました。

当社取締役会は、中長期的な企業価値の向上のため、抽出された課題への対応を通じて、引き続き実効性の向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】(トレーニングの方針)

当社は、取締役、監査役に対するトレーニングについては、各人の経験、見識、力量等に応じて、自己研鑽を主体に各人に委ねております。ただし、将来的な役員候補者を育成すべく、幹部職員に対する教育、研修については、継続的に行っております。

なお、社外役員の就任時には、当社についての理解を深めてもらうため、当社の状況、経営課題等について説明を行っております。

また、取締役会事務局通信として、毎月社内情報や取締役会活動に必要な情報を取り纏め、各取締役並びに各監査役に提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話、面談の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、個別の取材要請等があれば積極的に応じております。

また、決算・会社説明会として、オンデマンド配信を実施しております。個人投資家向け会社説明会(IR)については、年2回ウェブ(ライブ配信、オンデマンド配信)や、東京もしくは大阪における現地にて開催し、代表取締役自らの言葉で投資家、株主等に当社の現況や中長期的な経営戦略、経営計画等を説明しております。

これら会社説明会(IR)における説明内容、質疑応答内容については、取締役会事務局通信として、取締役会メンバーに還元して情報共有しております。また当社ウェブサイト(<https://www.toyo-tec.co.jp/ir/kaisha/>)に掲載しております。

なお、ホームページのIRサイト(<https://www.toyo-tec.co.jp/ir/>)を、充実したIR情報の掲載と、見やすいサイトへと改修しております。

今後とも、株主との建設的な対話を促進するための体制整備、取り組みについて、一層実践してまいります。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

1. 現状評価

当社の2024年3月期の連結売上高は13期連続の増収を達成しましたものの、収益に関しては物価上昇や最低賃金上げ等により、低水準(営業利益率3.1%、ROE3.0%)に留まり、エクイティ・スプレッド(ROE - 資本コスト)がマイナス、PBRも0.6倍前後で推移する状況となっております。

2. 改善に向けた方針

- (1) ROEを重要指標として認識し、成長戦略の実行、株主還元・資本政策の推進、IR活動の拡充により、エクイティ・スプレッドを改善するとともにPBRの向上を図ってまいります。
- (2) 目指すべきROE水準としては、現中計(第12次)にて公表しています2027年度末には8%水準を目標にして取り組んでまいります。

3. 具体的な取組み

(1) 成長戦略の実行

既存事業の収益改善

サービス品質の向上等により、適正な価格転嫁への取り組み強化を図ってまいります。

積極的なM&A投資

現中計にも掲げているとおり、引続き戦略投資枠を設定し事業領域の拡大・新規事業への進出を推進してまいります。

資産ポートフォリオの見直しによる資本効率の引上げ

保有有価証券の圧縮にあわせ、本業(警備・ビル管理)とのシナジーが見込める不動産投資を拡充し、資本効率の引上げを図ってまいります。

(2) 株主還元・資本政策の推進

配当政策の見直し

適切なキャッシュアロケーション管理に基づく業績連動配当(配当性向)のみならず、業績に左右されない安定配当の観点から、株主資本配当(DOE)の要素も意識した配当政策を検討してまいります。

株主優待制度の新設

株主に対する日頃の支援の感謝とともに当社株式への投資魅力の向上を図ってまいります(2024年3月末基準日から)。

流動株増加に向けた取組強化

法人株主との交渉による流通株式拡大を図ってまいります。

(3) IR活動の拡充

個人投資家説明会の継続実施
年2回の実施を継続し、投資者との対話の機会を設けてまいります。
経営情報開示の充実
サステナビリティ活動等、非財務情報の開示の充実を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
セコム株式会社	2,914,100	27.31
関西電力株式会社	1,535,900	14.39
株式会社ディー・ケイ	455,000	4.26
株式会社日本カस्टディ銀行(りそな銀行再信託分・株式会社関西みらい銀行退職給付信託口)	451,090	4.23
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	425,950	3.99
株式会社りそな銀行	400,000	3.75
東洋テック従業員持株会	359,943	3.37
AIG損害保険株式会社	335,210	3.14
株式会社ユニテックス	263,000	2.46
セントラル警備保障株式会社	241,700	2.26

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

当社は、自己株式767,766株を所有しておりますが、上記大株主からは除いております。
【大株主の状況】の割合(%)とは発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合(%)を言い、小数点第3位を四捨五入していません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
諸島 伸治	他の会社の出身者												
稲田 浩二	他の会社の出身者												
中川 正浩	その他												
福岡 規行	他の会社の出身者												
長尾 誠也	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
諸島 伸治			<p>諸島伸治氏は、長年に亘る日立製作所グループでの経営者として、経営及びグループ経営に関する豊富な経験と実績、及びテクノロジー・ITに関する専門的知識・豊富な経験等を有していることから、当社グループの経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を期待して社外取締役(独立役員)に選任するものです。</p> <p>なお、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が取締役会に加わることで、取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化につながるものと期待しております。</p>
稲田 浩二		<p>稲田浩二氏は、関西電力㈱の取締役代表執行役副社長であります。なお、同氏は、2024年6月、同社取締役代表執行役を退任し、顧問に就任予定であります。関西電力㈱は当社の主要株主(持株比率14.4%)であります。関西電力グループと当社との間に警備業務等の取引がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。</p>	<p>稲田浩二氏は、地元関西の有力企業である関西電力㈱の取締役代表執行役副社長として、経営及びグループ経営に関する豊富な経験と実績、及びシステム部門での勤務経験に基づくテクノロジー・ITに関する専門的知識等を有していることから、当社グループの経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を期待して社外取締役(独立役員)に選任するものです。</p> <p>なお、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が取締役会に加わることで、取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化につながるものと期待しております。</p>
中川 正浩			<p>中川正浩氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、警察庁での勤務経験に基づく防犯、危機管理に加え、法律面においても専門的知識、豊富な経験等を有していることから、当社グループの経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を期待して社外取締役(独立役員)に選任するものです。</p> <p>なお、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が取締役会に加わることで、取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化につながるものと期待しております。</p>
福岡 規行		<p>福岡規行氏は、セコム㈱の執行役員であります。</p> <p>セコム㈱は、当社の主要株主であり、当社は同社の持分法適用会社(議決権所有割合27.3%)であり、当社との間に警備業務の委託等の取引がありますが、取引額は僅少であり、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。</p>	<p>福岡規行氏は、警備業界のリーディングカンパニーでありますセコム㈱での事業部門や同社グループ会社での代表取締役として培われた経営及び業界における知識、豊富な経験等を有していることから、当社グループの経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を期待して社外取締役(独立役員)に選任するものです。</p> <p>なお、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が取締役会に加わることで、取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化につながるものと期待しております。</p>
長尾 誠也		<p>長尾誠也氏は、セコム㈱の執行役員であります。</p> <p>セコム㈱は、当社の主要株主であり、当社は同社の持分法適用会社(議決権所有割合27.3%)であり、当社との間に警備業務の委託等の取引がありますが、取引額は僅少であり、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。</p>	<p>長尾誠也氏は、警備業界のリーディングカンパニーでありますセコム㈱での財務部門や同社グループ会社での代表取締役として培われた経営及び業界における知識、豊富な経験等を有していることから、当社グループの経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を期待して社外取締役(独立役員)に選任するものです。</p> <p>なお、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が取締役会に加わることで、取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化につながるものと期待しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取 締役

補足説明 **更新**

取締役会からの諮問を受け指名報酬委員会において、取締役の選解任並びに報酬に関する事項について審議を行い、その結果について取締役会へ答申を行っています。

2022年度以降に指名報酬委員会にて議論し、取締役会に対して答申を行い、取締役会で決定した事項は以下のとおりです。

- ・取締役の指名について
- ・取締役報酬について
- ・取締役員数の見直し(12名 9名)
- ・取締役任期の見直し(2年 1年)
- ・業務執行取締役への業績連動報酬における個人別業績指標の導入
- ・業務執行取締役への業績連動報酬における全社業績指標の見直し 他

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

(内部監査部門と監査役会との連携)

- ・監査部が常勤監査役に月次で監査結果報告を実施
- ・監査部が監査役会において四半期毎に監査結果報告を実施
- ・監査役監査の重要事項等について、随時ミーティングを実施

(内部監査部門と会計監査人との連携)

- ・財務諸表監査・内部統制監査について、随時ミーティングを実施

(監査役と会計監査人との連携)

- ・定期的にミーティングを実施

(内部監査部門と内部統制部門との関係)

- ・経営会議において、監査部による監査結果報告を定期的実施
- ・代表取締役と監査役全員の意見交換会を定期的実施
- ・経営会議以外の箇所長会議、部長会議、関係会社会議等の各種会議への常勤監査役の参加
- ・上記に加え、相互に適宜ミーティング・報告会等を行い、コミュニケーションを図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
桶谷 重雄	他の会社の出身者													
尼木 始	他の会社の出身者													
植松 則行	他の会社の出身者													
野地 小百合	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桶谷 重雄		桶谷重雄氏は、当社の株主(議決権所有割合3.7%)、メイン銀行かつ取引先である(株)りそな銀行の業務執行者でありましたが、2020年6月に退職しております。 (株)りそな銀行と当社との間に警備業務等の取引がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。	桶谷重雄氏は、金融機関等でのコンプライアンスに関する豊富な経験に加え、コーポレートガバナンスに関する幅広い知見を有しており、経営全般の監視とコーポレートガバナンス・内部統制の一層の強化を図るための有効な助言を期待し、社外監査役(独立役員)に選任するものです。 なお、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が取締役会に加わることで、取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化につながるものと期待しております。
尼木 始		尼木 始氏は、当社の株主(議決権所有割合1.9%)、取引銀行かつ取引先である(株)三井住友銀行の業務執行者でありましたが、同行を転出してから10年以上経過しております。 (株)三井住友銀行と当社との間に警備業務等の取引がありますが、取引額は僅少であり、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。	尼木 始氏は、金融機関、事業会社等での経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、引き続き社外監査役(独立役員)に選任するものです。 なお、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が取締役会に加わることで、取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化につながるものと期待しております。
植松 則行		植松則行氏は、セコム(株)の執行役員であります。 セコム(株)は、当社の主要株主であり、当社は同社の持分法適用会社(議決権所有割合27.3%)であり、当社との間に警備業務の委託等の取引がありますが、取引額は僅少であり、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。	植松則行氏は、警備業界のリーディングカンパニーでありますセコム(株)において、企画・事業推進に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、有益な助言、提言を期待し、社外監査役(独立役員)に選任しております。 なお、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が取締役会に加わることで、取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化につながるものと期待しております。
野地 小百合		野地小百合氏は、関西電力(株)の執行役員であります。 関西電力(株)は当社の主要株主(持株比率14.4%)であり、同社グループと当社との間に警備業務等の取引がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。	野地小百合氏は、地元関西の有力企業である関西電力(株)において、広報・組織風土改革に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、またグループ子会社での代表取締役としての企業経営の経験、さらにはダイバーシティの視点からも有益な助言、提言を期待し、社外監査役(独立役員)に選任しております。 なお、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が取締役会に加わることで、取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化につながるものと期待しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

9名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格をすべて充たす者を独立役員に指定しております。

当社は、複数の社外取締役、社外監査役が取締役会に加わることで、取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化につながるものと期待しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の業務執行取締役の報酬は、金銭報酬としての基本報酬と業績連動報酬、及び株式報酬により構成しております。

- 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬の支給割合 業績連動報酬の達成率が100%時の割合
社内取締役：基本報酬70%、業績連動報酬15%、株式報酬(譲渡制限付株式報酬)15%
社外取締役：基本報酬100%
- 業績連動報酬の決定に関する方針
業績連動報酬は、報酬水準の客観性、透明性を確保したうえで、当社グループが注力している本業の収益力の向上をもっとも示した指標として連結営業利益を短期にすえて、持続的成長の観点から過去5年間の連結営業利益の平均値を採用指標として、中長期的視点も勘案して決定し、賞与として支給しております。
また、代表取締役を除く業務執行取締役については、会社業績目標のほか、担当業務における目標と一致すべく一部について個人別指標を導入しています。
株式報酬については、一定の譲渡制限期間を設けたうえで、役位に応じて決定された数の当社普通株式を交付しております。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は株式交付日から取締役会で定めた地位を退任または退職等する日までの期間としております。
詳細につきましては、株主総会招集通知に掲載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の報酬等の総額(2023年度分)

役員区分	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	対象員数
取締役(社外取締役を除く)	149百万円	105百万円	21百万円	22百万円	4名
社外取締役	20百万円	20百万円			5名

(注)

- 取締役の支給分には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
- 上記の報酬額には、当事業年度に係る業績連動報酬見込繰入額19百万円は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

「[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]、【原則3-1情報開示の充実】 3. 役員報酬決定方針等、及び 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 【インセンティブ関係】に記載しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役を補佐するセクションとして管理本部内にコーポレートガバナンス部を設置しております。また、社外監査役を補佐するセクションとして監査役会の直轄部署の監査役室を設置しています。

社外役員に対する情報伝達は、書面、電話及びEメールにより、適宜行っております。

取締役会の開催に際し社外役員への事前説明は行っておりませんが、重要な案件等につきましては、社外取締役については代表取締役もしくは担当役員が、社外監査役については常勤監査役が事前に訪問、Eメール、電話等により説明を行っております。

取締役会資料については、原則2営業日前までに専用メールサービスにて送付しております。

また、取締役会活動の一助となる情報、社内情報等を「取締役会事務局通信」として毎月発行し、取締役会メンバーに送付しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
新井信彦	相談役	財界活動等の重要な対外活動	非常勤、報酬有	2017/6/21	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

〔ガバナンス機構に関する現状の体制の概要〕

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「当社グループは、グループの存在意義を全役員が共有することを目指して、『東洋テックグループは、安心して快適な社会の実現に貢献します。』という経営理念のもとで、企業価値の向上を目指しています。そのためには、株主をはじめ、お客様やお取引先、当社グループの役員などの会社関係者との良好な関係を構築し、維持していくことが重要であると考えています。

また、企業価値向上を図るためには、経営の効率性を高めると同時に事業活動に係るリスクをコントロールすることが重要であります。これを実現するためにはコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠と考えており、当社では社外役員を積極的に任用し、経営の監督機能と執行機能の間の緊張感を高めることにより、経営の健全性、透明性、効率性をより一層向上させているところであります。

当社の経営体制は、取締役9名(うち社外取締役5名)、監査役4名(うち社外監査役4名)及び執行役員13名(当社取締役との兼任者2名を除く)となっております。

また取締役の指名、報酬に関する任意の指名報酬委員会を設置しており、委員は社内取締役2名、社外取締役4名で構成されており、委員長は社外取締役が務めております。指名報酬委員会の活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々の委員の出席状況)については、有価証券報告書に記載しております。

意思決定及び監督機関である取締役会は、全ての取締役で構成されており、代表取締役会長が議長を務め、経営方針や法令で定められた事項の他、経営に関する重要事項について討議、審議、決議を行っております。

取締役会の活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々の役員の出席状況)については、有価証券報告書に記載しております。

また、業務執行上の重要な事項については、取締役、執行役員、常勤監査役と必要に応じて担当部門の責任者を加えた「経営会議」を原則毎月2回開催し、審議、討議を行っております。なお、取締役会に付議すべき重要事項については、取締役会へ上程され、最終的な意思決定を行っております。

当社の監査役は4名(財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者3名を含む。)ですが、4名すべてが社外監査役であり、積極的な意見交換と協議を行っております。

監査役会において、監査方針・監査計画を決定し、内部統制システムの整備・運用状況の相当性、会計監査人の職務の遂行状況及び品質管理体制の評価、監査報告書の作成等に関して審議するとともに、各監査役による監査の結果を報告し、他の監査役と情報共有及び意見交換を行っております。

監査役会では、代表取締役と定期的に会合を持ち、事業上の課題やリスクについて意見交換を行うとともに、会計監査人と監査上の主要な検討事項(KAM)に関する協議を行い、監査部から内部監査結果について直接報告を受けるなど、監査役監査に資する情報の収集と監査環境の整備に努めております。業務執行に係る監査では取締役会に出席するとともに、随時、稟議等を閲覧し、必要に応じて各部署への往査も実施しております。

内部監査については、執行部門から独立した内部監査部門として、社長直轄の組織である監査部を設置し、9名を配置しております。

監査部は、年間の監査計画に基づき、当社の全部門及び関係会社の内部統制やコンプライアンス等を検証し、発見した課題や不備事項については期限を定め是正を求めることで、当社グループの内部管理態勢の改善に取り組んでおります。

監査結果を毎月定期的に代表取締役、常勤監査役及び関係会社監査役に報告するほか、取締役会においては半期毎に、監査役会においては四半期毎に、経営会議においては月次で監査の実施状況や、提言・指摘事項等についての報告を行っており、監査の実効性の確保に取り組んでいます。

当社の会計監査人については、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

- ・継続監査期間 1990年以降
- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 須藤 英哉
指定有限責任社員 業務執行社員 中村 雅子
- ・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 12名、会計士試験合格者等 8名、その他 14名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

(現状のガバナンス体制を採用している理由)

当社は、監査役会設置会社制度を採用しております。
当社では取締役会における審議の活性化並びに深化を更に進めるため、第58期定時株主総会(2022年6月)において、取締役を3名減員し9名としました。迅速な経営の意思決定を図るとともに、そのうち社外取締役を半数以上とすることで経営の監督機能を強化しております。合わせて、取締役会における経営の意思決定及び取締役の業務監督機能並びに迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を採用しております。執行役員は業務執行機能を担い、取締役会の決定した事項を実行しております。
また、監査役につきましては、定款においてその員数を4名以上とし、その過半数を社外監査役とすることで経営の監視機能を強化しております。以上の理由により経営の健全性・遵法性・透明性を継続して確保する体制を実現していくことができると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が適切に議決権を行使できるよう、株主総会招集通知等を株主総会開催日の2週間前より早期に発送し、株主総会開催日の3週間前より早期に当社ウェブサイトに掲載し、総会付議議案について十分な検討時間を確保できるよう努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会は、株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できるよう開催日程等については配慮を行うべきであると考えており、例年早期開催に努めております。 2024年3月期に係る定時株主総会につきましては、2024年6月13日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2020年6月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を採用しております。
その他	定時株主総会の模様は、遠方の株主に配慮し、ウェブサイト上で同時中継しています。総会における報告事項の報告に際して、スライド画像を利用し、より分かり易くご説明する工夫を行っております。総会終了後は、ウェブサイト動画を公開しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社グループの経営理念における行動指針の中で、「株主のために、開示すべき情報を積極的に公開し、透明性の高い経営に努めます。」旨、「TEC WAY」に定めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会(IR)については、年2回WEB(ライブ配信、オンデマンド配信)や現地開催にて開催し、代表取締役が自らの言葉で決算概要や次期の業績予想、経営課題、方針等について説明しております。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	一般投資家、機関投資家等すべての投資家を対象に、定期的に代表取締役が自らの言葉で決算概要や次期の業績予想、経営課題、方針について説明会を開催し、オンデマンド配信しております。 アナリスト、機関投資家等からの依頼があれば、個別にスモールミーティングや取材対応を適宜行っております。 会社説明会で使用した説明会資料、説明要旨等は、当社ウェブサイトに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにてIRコーナーを設け、会社説明会の資料や説明要旨のほか、開示資料や決算短信、株主通信、有価証券報告書等を掲載しております。また、IRカレンダーを設け、会社説明会等の日程を随時お知らせしております。 (https://www.toyo-tec.co.jp/ir/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名 管理本部コーポレートガバナンス部 担当役員 常務執行役員管理本部長 入浦 直仁 事務連絡責任者 コーポレートガバナンス部長 桑 喜行 連絡先電話 06-6563-2105	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループはグループの存在意義を全役職員が共有することを目指して、「東洋テックグループは、安心して快適な社会の実現に貢献します。」という経営理念のもとで、企業価値の向上を目指しています。そのためには、株主を始め、お客様やお取引先、当社グループの役職員などの会社関係者との良好な関係を構築し、維持していくことが重要であると考えています。この考え方を全社員の共通認識とすべく「TEC WAY」を策定し、一丸となって業務に取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動等については、【補充原則3-1-3 情報開示の充実】(サステナビリティへの取り組み)1. サステナビリティへの取り組みにおいて記載しております。 また、当社グループのサステナビリティに関する具体的な取り組みについては、当社ウェブサイト (https://www.toyo-tec.co.jp/company/conp/#company_sdgs)に掲載し、情報開示を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループの経営理念における行動指針の中で、「株主のために、開示すべき情報を積極的に公開し、透明性の高い経営に努めます。」旨、「TEC WAY」に定めております。
その他	当社グループにおける女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保については、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の【補充原則2-4-1】に記載しております。 人材育成方針・社内環境整備方針については、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の【補充原則3-1-3 情報開示の充実】(サステナビリティへの取り組み)に記載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

〔内部統制システムの基本方針〕

業務の適正性を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は、次のとおりであります。

1. 当社および当社グループの取締役等および使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、「コンプライアンス・マニュアル」をはじめとするコンプライアンス体制に係る各種規定を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として位置付けています。
また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長を総括責任者として、コンプライアンス体制に係る取り組みについて全社横断的に統括し、役職員に対し教育、指導を行っております。
なお、執行部門から独立した内部監査部門である監査部は、当社グループ内におけるコンプライアンスの取り組み状況について監査を行います。この監査結果は、定期的に経営会議に報告されるものとし、重大な違反行為については、取締役会および監査役会に報告いたします。
法令上疑義のある行為等については従業員が直接情報提供を行う手段として既に「愛と正義の目安箱」を各箇所に設置し、情報提供の運用を容易に行えるようにしています。また、社外の弁護士への書面による通報制度(以下、「コンプライアンス・ホットライン」といいます。)を設けています。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保しています。
なお、重要な通報等については、その内容と会社の対処状況・結果について、適切に役員・使用人に開示し、周知徹底を図ることとしています。

2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役は、その職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む、以下同じ。)その他重要な情報を、社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存し、且つ管理を行っております。
 - (1) 株主総会議事録とその関連資料
 - (2) 取締役会議事録とその関連資料
 - (3) 経営会議議事録とその関連資料
 - (4) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過および記録または指示事項とその関連資料
 - (5) 取締役を決定者とする稟議書等決定書類および付属書類
 - (6) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「危機管理規程」の定めにより代表取締役社長を危機管理統括管理者とし、当社が事業活動を行う中で不測の事態に直面した場合、被害の拡大を防止するとともに経営危機を回避するために行動しなければならない基本的な枠組みを定めています。
代表取締役は、各本部長をリスク管理に係る危機管理責任者に任命し、危機管理責任者は緊急事態に際し適切な対応行動を指揮し、また、関係職員を対象として教育、訓練を行い危機管理意識の高揚、維持を図ります。
コンプライアンス、災害、警備品質、情報セキュリティに係る各種リスクについては、それぞれ担当部門長である危機管理監督者が、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社対応は、当社の危機管理統括責任者の下で行います。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
取締役会は、全社的な経営目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標および会社の意思決定ルールに基づく効率的な達成のための方法を定めます。
取締役会は、各業務担当取締役に定期的に各部門の目標に対する進捗状況の報告を求め、改善を促すこととし、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。
なお、意思決定と経営効率を向上させるため、取締役、執行役員が出席する経営会議を原則毎月2回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。
業務運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画および各年度の運営方針、施策、予算を策定し、全社的な目標を設定します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し実行します。
5. 当社および当社グループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「関係会社管理規程」に基づき、取締役管理本部長が関係会社の法令遵守体制、リスク管理体制等関係会社の業務の適正を確保するための体制を統括します。
また、関係会社については監査部による業務監査を実施するとともに、関係会社の所管業務の運営体制については、管理本部経営統括部が各社の自主性を尊重しながら、経営計画に基づいた施策や効率的な業務運営体制についてサポートを行います。
関係会社の業務執行等の状況については、各社の取締役会へ定期的に報告するのに加え、当社代表取締役、各本部長、常勤監査役と関係会社取締役、執行役員および所管部署である管理本部経営統括部との間で関係会社会議を開催し、関係会社の問題点の把握と改善に努め、必要に応じて取締役会、監査役会に報告を行っております。
6. 当社の監査役職務を補助すべき使用人に対する体制
当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の意見を尊重したうえで、必要に応じて監査部所属の職員1名以上の使用人を配置します。
この場合、監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとします。なお、当該期間中、指名された使用人は取締役の指揮命令は受けないものとします。
7. 当社の取締役および使用人等が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
当社の取締役および使用人並びに関係会社の取締役、監査役および使用人は、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を遅滞なく当社の監査役に報告するものとします。
また、当社は、監査役会への報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行うことを禁じます。
報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によります。
監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を開覧し、取締役および使用人に説明を求めることができます。
8. 当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査業務の実効性を高めるため、監査役の半数以上は社外監査役とし、対外透明性を確保しています。
監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換の場を設け、監査役の監査が実効的に行われる体制を整備しています。
また、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は監査部および会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図るものとします。
また、監査役が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。また、監査役が、その職務を遂行するために、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、その費用を負担します。
9. 当社の財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、当社グループの財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る必要かつ適切な内部統制体制を整備、運用するとともに、その体制および運用状況を継続的に評価し、必要があれば速やかには是正措置を行うものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社グループは、暴力団等反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むこととしており、不当要求等は一切受け付けず、警察当局や顧問弁護士等と連携を図りながら、事案に応じて関係部門と協議の上、対応してまいります。

反社会的勢力排除に向けた整備状況については、対応部署を設置し、警察当局および関係機関との連絡を密にし、指導、助言を受ける

ほか、事案発生時には、関係機関、顧問弁護士等と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築しております。

また、「不当要求行為対応マニュアル」を策定し、社内への徹底を図っております。

なお、当社は大阪府暴力追放推進センターの賛助会員として、同センターが掲げる「暴力団追放³ない運動」プラス1（暴力団を恐れない、暴力団を利用しない、暴力団に金を出さない、暴力団と交際しない）を実践してまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

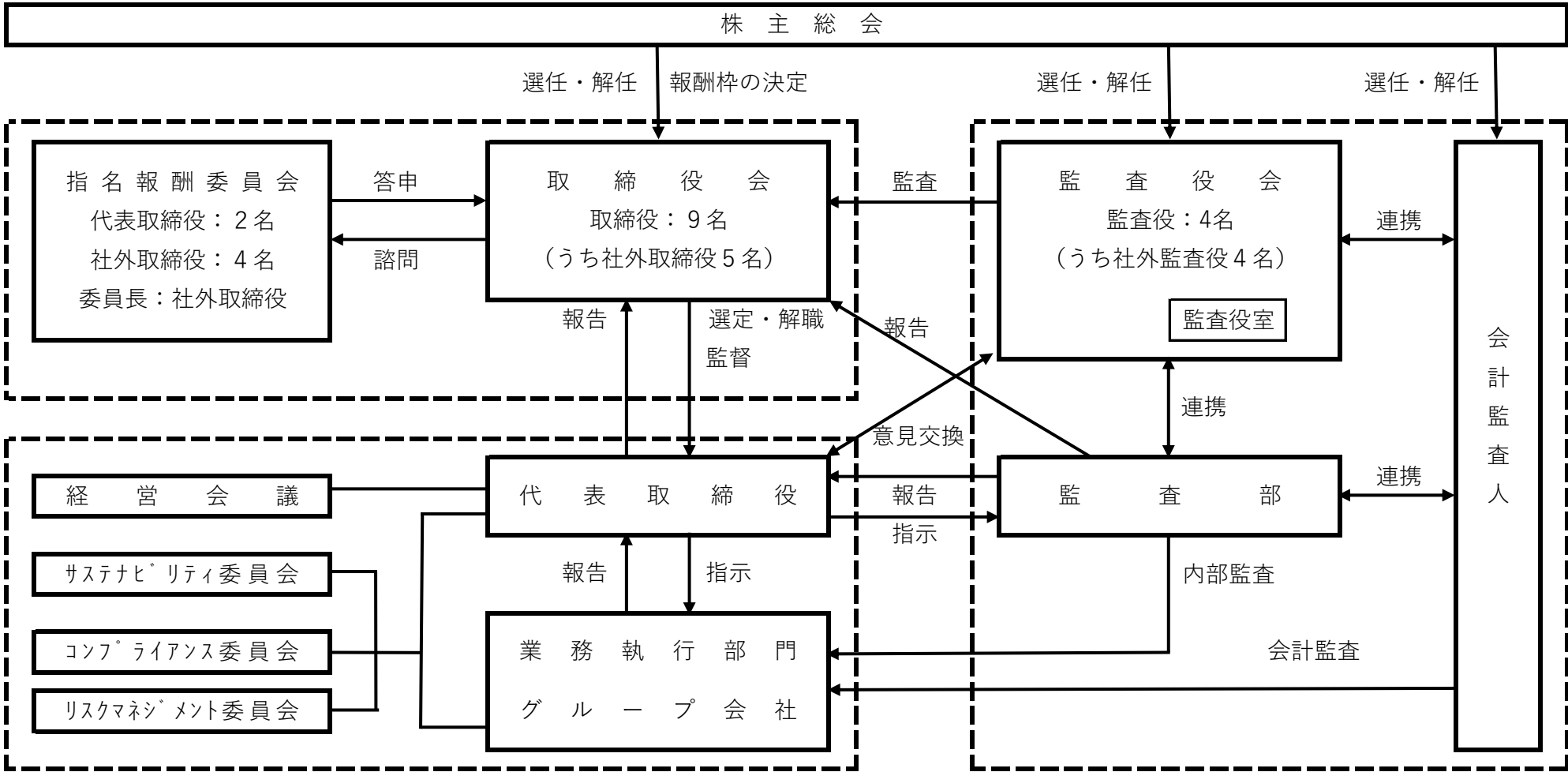
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、次のとおりです。

1. 当社は、投資者に適時適切な会社情報の開示を行うことを基本に、社内規程として「内部者取引防止規程」を定めるとともに、管理本部長を情報取扱責任者として、株式会社東京証券取引所に届出ております。
2. インサイダー取引を未然に防止するため、当社グループ各部門の責任者を情報管理者とし、重要事実該当する可能性がある事実の把握、その他の役職員によるインサイダー取引を防止するための必要な業務を行います。また、各情報管理者は、担当部門で未公表の重要事実該当し、または該当する可能性がある事実が発生した場合、若しくは知ったときは、直ちに情報取扱責任者に報告することとしております。
3. 当社の重要事実の公表は、関係法令等の趣旨に従い、適時適切に公開します。なお、重要事実の公表は、経営会議の審議および取締役会での決議もしくは代表取締役の決裁により、情報取扱責任者である管理本部長の指示のもとコーポレートガバナンス部が重要事実の公表を行います。適時開示の体制については、巻末の「添付資料」をご覧ください。



【適時開示体制の模式図】

